

令和4年度決算 財務書類

注記（全体会計）

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………原則として取得価額

ただし、取得価額が不明なものは、再調達価額としています。

なお、水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計については、原則、取得価額としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得価額

②出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計については、先入先出法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 3年～75年

物品 2年～30年

ただし、水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計については、定率法によっています。

②無形固定資産（リース資産を除きます。）……定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

また、下水道事業会計・水道事業会計・病院事業会計については、実績率等による回収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上していません。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

令和4年度末において、住宅新築資金等貸付事業費特別会計が廃止されております。

(2) 組織・機構の大幅な変更

令和5年度以降の職員の定年は、段階的に65歳に引き上げられる予定です。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

令和5年8月の台風第7号の大雨被害に対する災害復旧事業費

・令和5年度8月専決補正

61,740千円（市道等応急復旧）

・令和5年度9月補正

1,030,164千円（市道、河川、林道、農地、農業用施設、学校施設）

・令和5年度9月追加補正

2,682,320千円（市道、河川、公園、林道、農地、農業用施設）

・令和5年度12月補正

226,331千円（河川、林道、農地、農業用施設）

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

| 団体名 | 確定債務額 | 履行すべき額が確定していない 損失補償債務等 | | 総額 |
|-----------|-------|---------------------------|---------------|-------------|
| | | 損失補償等 引当金計上額 | 貸借対照表 未計上額 | |
| 鳥取市土地開発公社 | －千円 | 1,884,559千円 | 5,097,302千円 | 6,981,861千円 |
| 鳥取県産業振興機構 | －千円 | 242,076千円 | －千円 | 242,076千円 |
| 鳥取県信用保証協会 | －千円 | 278千円 | －千円 | 278千円 |

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 全体会計財務書類の対象範囲は以下のとおりです。

| 会計名 | 区分 | 連結方法 |
|---------------------|----------|------|
| 一般会計 | 一般会計 | 全部連結 |
| 土地区画整理費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業費 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 土地取得費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 墓苑事業費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 国民健康保険費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 介護保険費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 後期高齢者医療費特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 電気事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 公設地方卸売市場事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 観光施設事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 温泉事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |
| 工業用水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |
| 病院事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |
| 下水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 |

①地方公営事業・企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。